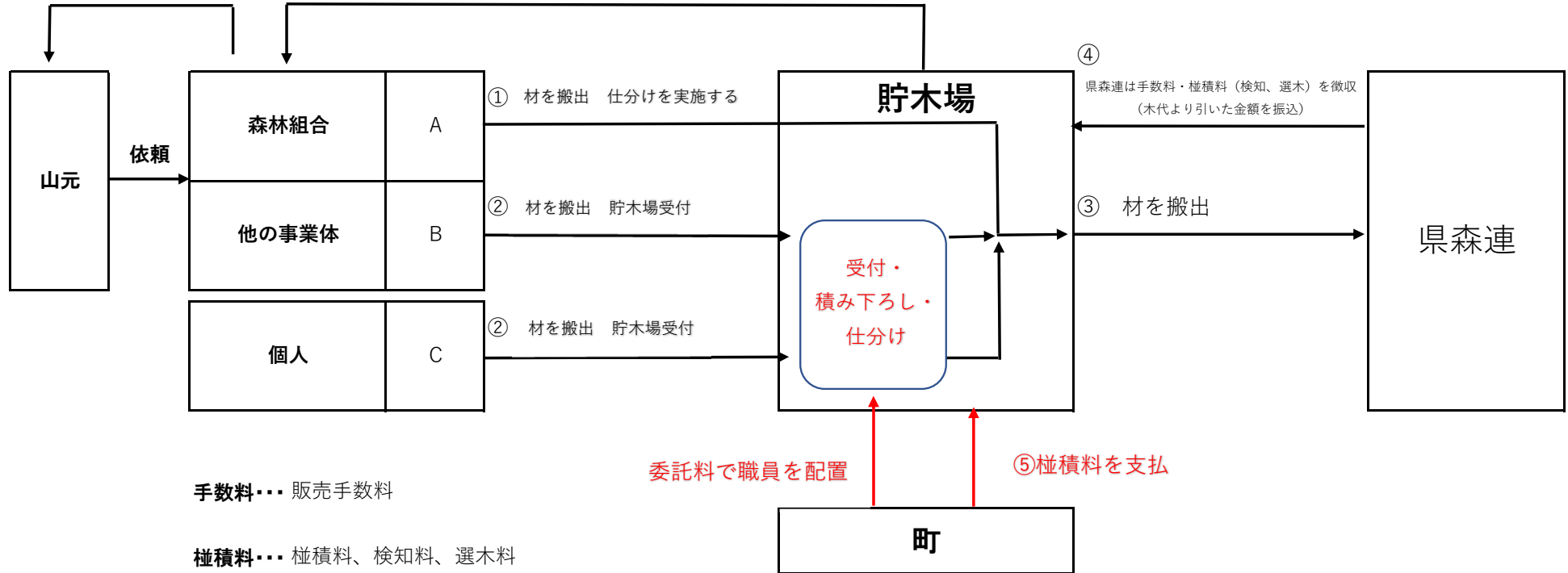


県森連販売の場合

⑦ 出荷者から販売手数料を除いた金額を振込

⑥ 貯木場から出荷者に**桧積料**を足した金額を振込

赤字は町が負担するもの



日新販売の場合

⑦ 出荷者から販売手数料を除いた金額を振込

⑥ 貯木場から出荷者に日新からの販売料金を振込

赤文字は町が負担するもの

